

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）

基本計画検討委員会（第4回）

議事録

日時：平成20年9月29日（月）10:00～12:40

場所：奈良商工会議所 5階 大ホール

### ○舟久保副所長

定刻になりましたので、出席予定の委員が1名遅れているようですけれども、ただいまより第4回目の国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域基本計画検討委員会を開催させていただきます。

各委員及び行政委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。

これまでに引き続きまして、私、国営飛鳥歴史公園事務所平城分室の舟久保が司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、座って進行させていただきます。

本日の委員会につきましては、お手元にお配りしております議事次第にありますとおり、10時から12時半までの予定で進めさせていただきたいと存じます。

内容に入ります前に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧の次に議事次第、それから出席者名簿、それから配席表とありまして、資料については、資料の1番から6番までの資料をつけてございます。配付資料一覧のタイトル名と実際の資料のタイトル名が若干違っているところがございますけれども、資料1が第3回目、前回委員会における委員の方のご意見とその内容について取りまとめたもの、資料2がパブリックコメントの結果となっています。それから、資料3がパブリックコメントの公表版に対する各委員の方々のご意見、資料4がパブリックコメント及び委員意見に基づく基本計画、パブリックコメント公表版の修正点を示したA3の横の資料になっております。それから資料5、資料6と、基本計画案の修正版と基本計画案の参考資料の修正版というのがそれぞれ付いております。

以上が資料でございますが、そのほかに参考資料が4つありまして、1つ目が参考資料1、第3回目、前回委員会の議事録でございます。それから、参考資料2としてパブリックコメント公表版の基本計画案、それから、参考資料3として1枚紙でございますが、実際にパブリックコメントをおこなった際にお配りをしたチラシをつけております。それから、参考資料4として1枚紙でございますが、今後の予定というのがついております。

不足している資料がありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

そういたしましたならば、委員会の開催に当たりまして、平野委員長からごあいさつをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

### ○平野委員長

皆さん、おはようございます。雨の中をお集まりいただきましてありがとうございます。

議事次第にございますように、前回まとめました基本計画原案に対してパブリックコメントをしておりますので、その結果を踏まえて、最終の基本計画原案というふうなのをどう取りまとめるかというのが今日の委員会の課題でございます。最終回でございますので、どうか皆様方、よろしくご審議のほどお願いを申し上げたいと思います。

### ○舟久保副所長

ありがとうございました。

次に、本日ご出席の委員及び行政委員の皆様を紹介させていただきます。

本日ご出席の皆様につきましては、配付しました出席者名簿のとおりでございます。委員については6名、それから行政委員については代理出席者の方も含めて7名、1名遅れていますけれども、計13名の方にご出席いただくことになっております。行政委員の方を除く委員のご

出席が9名中6名と過半数を超えておりますので、要綱に基づき委員会として成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、欠席委員が3名いらっしゃいますけれども、事前に資料内容は一部ご提供させていただいてまして、それによってご意見いただいている委員の方がございます。これにつきましては、この後の議事の中で、どのような意見をいただいている、それについて事務局としてどのように対応していくかということ、それぞれの箇所の説明させていただきたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきますが、これからの進行は平野委員長にお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、報道機関の方におかれましては、撮影はご遠慮ください。よろしくお願いいたします。

#### ○平野委員長

では、早速議事に入らせていただきます。

議事次第に従いまして、まず、「委員意見とその対応について」、事務局からご説明をお願いします。

#### ○舟久保副所長

はい、わかりました。それでは、資料1と参考資料の1を用いて説明させていただきます。

資料1「委員意見とその対応について」ということですが、これは前回委員会の各委員の方々のご意見と、それについての事務局の対応を取りまとめさせていただいたものでございます。実際にどのようなご発言をいただいたかということについては、参考資料1の議事録に全文を示させていただきます。

この各委員のご意見ですけれども、第3回の時にお出しをしました基本計画の記載事項そのものを、もう少し見直したらいいのではないかというご意見と、それから基本計画の中身をさらに詳細化をしていくという必要性があるのではないかというご意見と、2つに大きく分かれるのかなと思っております。

後者につきましては、第1回目委員会でもご説明させていただきましたとおり、基本計画の次に基本設計の段階がございまして、その段階でご参考にさせていただくということもあるのかなと思っております。また、前者、基本計画の修正につきましては、実際にご意見に基づく基本計画の修正をおこなった上でパブリックコメント公表版を作成させていただき、それを1カ月間パブリックコメントに供し、その結果、またさらに修正をおこなっているということがございますので、この後に続く議事の中で、改めてパブリックコメントの結果を受けた修正を見ていただいて、適切に対応しているかということのご確認をいただけたらと思います。

ちょっと今、ざっと見ていただいて、取りこぼしがないか等について簡単にご確認をいただけたらと思います。

以上でございます。

#### ○平野委員長

ありがとうございました。個々のご意見等につきましては、この資料をごらんいただきまして、ちょっと検討していただきたいということでございます。

何かございますでしょうか。

この対応のところに書いてありますような趣旨で基本計画原案を修正してございますので、また後ほどでもご意見ございましたらいただくことにしまして、次に移ってもよろしゅうございますか。

では、次の議題に入らせていただきます。

今日の主題になるわけでございますけれども、パブリックコメントの結果につきましてお話しいただき、さらにそれに基づいた修正まで引き続いて説明をしていただければと思います。

#### ○舟久保副所長

それでは続きまして、資料2から6、あと参考資料を用いまして説明をさせていただきます。少し長くなるかと思いますが、40分ぐらいをめどに話をいたします。

主には資料2と3を用いて説明をおこない、時々資料4のほうを見ていただくこともあるかと思いますが、よろしくお願いします。

まず、パブリックコメントの結果ということでございますが、前回委員会でも報告させていただきましたとおり、8月18日から9月16日までの30日間、一般からの意見募集というパブリックコメントをおこないました。

資料2の表紙をごらんください。

実施方法について、大きくは周知用チラシを配布する、それから、ホームページにトップバナーを表示して意見募集の呼びかけをおこなうという方法で募集をいたしました。

周知用チラシ、どのようなものをお配りしたかということについては、先ほどもお話ししましたとおり参考資料の3、1枚ビラについておりますけれども、これは実際にパブリックコメントの意見をいただくために、葉書を付けたものをお配りさせていただきました。

配布先につきましては、こちら1ページ目にありますとおり、行政委員をお務めいただいている奈良県、奈良市、それから奈良文化財研究所等のご協力をいただきまして、やはり平城宮跡を訪れる方が一番ご興味があるのではないかということから、平城宮跡資料館など宮跡内部の展示施設、それから奈良県、奈良市の公共・公用施設、観光施設、文化施設等において配布をおこなわせていただきました。また、国営公園という性格もございますので、奈良県、奈良市内ということだけではなくて、さらに近隣府県、政令市、それから歴史公園を持つ全国の自治体、また、全国の国営公園にも依頼、ご協力いただき、チラシを配布いたしました。

あわせて、第3回目の委員会でもご紹介させていただきましたが、このパブリックコメント期間中に平城宮跡周辺の自治会、平城宮跡を取り巻く連合会に属する自治会長の皆様方を対象にしたご説明会を開催して、各自治会内におけるチラシの配布についてご協力をいただくということをおこないました。

結果的にチラシとしては約2万枚を配布しております。

もう一つ、ホームページについては、ホームページのトップページにバナーを表示し、そこで基本計画、これは参考資料も含めてですが、これを誰もがみれるようにダウンロードできるようにし、併せて見た後に意見をそのままホームページから送れるようなフォームを作成いたしました。

なお、パブコメ開始時においては記者発表をおこなわせていただきました。

では、次のページを開いてください。

その結果、実際には期間中に188通のご意見をお寄せいただきました。この188通というのは、葉書やメールの件数でございますが、実際には1通に対して複数のご意見が盛り込まれている場合がございますので、ご意見全体としては(2)の一番最後、ご意見総数にありますとおり、私たちのほうで分類できるご意見は446件あったと考えております。

これらを、今回は自由回答形式でご意見をいただきましたので、基本計画案のどの箇所につ

いてこのような修正をすべきという明確なご意見いただいたものは少ないですけれども、私たちのほうで基本計画の項目に倣った形の分類をおこなって、それぞれの対応を書かせていただいております。

ご意見がどういったところから得られたかということについて簡単に説明させていただきますと、2ページ目の一番下から始まっていますが、応募媒体としては、チラシにある葉書をそのままご利用の方が多かったということでございます。

3ページ目、性別は男性の方が多うございまして、年代について、やはり平城宮跡という特徴からと思うのですけれども、60歳代を超える方が全体の過半数を占めるなど、高齢の方からのご意見が多かったということでございます。

それから、居住場所については、やはりご地元の公園の話でございますので、奈良市、奈良県にお住まいの方が全体の約7割を占めるということで非常に多うございましたが、全国にチラシを配布させていただいたということもありますので、その他にありますとおり、奈良県以外の近畿圏からもいくらかのご意見をいただきましたし、さらに北海道から、一番遠くは沖縄まで、13都道府県にお住まいの方からご意見をいただいているという状況でございます。

次のページをごらんください。

これらのご意見について、それぞれ、先ほど申しましたように基本計画の項目に倣った形で分類させていただきまして、事務局の見解・対応というのを述べさせていただいております。

また、今回の基本計画につきましては、国営公園の基本計画ということでございますが、以前からお話しているとおり、この国営公園の周りに奈良県を中心とした地元が整備する区域があったり、また、計画の最後に周辺整備の方向ということで、奈良県、奈良市さんが中心となって実施していくべきではないかという事柄を書かせていただいている部分もございまして、それらに対するご意見も複数出てございます。

そういうことがございますので、この今お話ししました奈良県を中心とした地元が整備する区域、それから周辺整備の方向に関係するご意見につきましては、奈良県、奈良市さんと調整をおこなった上で、事務局の見解・対応としてここに記載させていただいております。

なお、このペーパーの中で朱文字で記している部分がございまして、ご意見は大きく分けますと4つに分類できると思っております。1つは、基本計画に対する修正意見であり、事務局としてはまさにおっしゃっているとおりだということで、修正をしようというもの。それから、やはり基本計画の計画事項に対してご意見を述べられているのですが、言い方が違うのですけれども、事務局としてはもう既にその趣旨を酌んでいるつもりであって、そこでお読みいただければというもの。それから、非常に具体的な提案をいただいております。それを基本計画の次の基本設計以降のレベルで参考にしていきたいというもの。それから、基本計画に書かれていることについて賛同しない、もっとこういう考え方が必要でないかというご意見について、事務局の考え方を述べさせていただいているもの。修正はしておらず、つまりは大きく4つ、一部修正をしているものと、理由が分かれるものが、3つほどあると思っております。この後の説明につきましては、特に一部修正をおこなったものと、反対のご意見をいただいているのですが、事務局としての考え方を述べさせていただいた上で、基本計画をそのまま直さない部分について説明をいたしまして、各委員の皆様方におきましては、それが適切な対応であるかどうかということのご確認をいただけたらと思っております。

そういたしましたら、中のほうの説明にまいります。

まず、基本計画全般についてのご意見でございますが、これについて、類似のご意見を1つに分類させていただいて回答をしております。こういった性格のご意見かということは、それぞれの小見出しに書いております。

まず一例として、これはそのままやっていますという回答でございますが、紹介させていただきますと、5ページ、「基本計画全般について」まず、「文化財を保存・活用していく公園への期待」ということが述べられている、そのように受けとめられるご意見が8件ほどございました。件数を小見出しの次の括弧書きで示しております。

これにつきましては、具体的にはこの表を読んでいただければわかるのですが、歴史資産を活用した公園にすべきだ、ぜひ世界遺産を積極的に活用した公園にしてほしい、さらには緑やオープンスペースを上手に組み合わせた公園整備をしてほしいといった諸々の意見がございまして、いただいたご意見につきましては、まさにこの公園の基本方針、それから導入すべき機能の記載等において趣旨を盛り込んでいるというふうと考えてございまして、いただいたご意見をもとに、今後の基本設計の中に反映させていただくということが事務局の対応でございます。

次に、「奈良らしさを加味した公園整備の要望」ということがございますけれども、これにつきましては、奈良の歴史的風土を活かした公園整備ということでございますが、特に私たちのほうでも、基本理念の中で、奈良の歴史的、文化的環境の中で奈良時代を今に感じる空間を創出するというを書かせていただいております、やはりご指摘いただいている内容の趣旨は既に基本計画に含んでいるのかなというふうと考えていることとございます。

それから分類としては、「地元で役立つ公園の要望」それから「飛鳥と平城宮跡の連携確保の指摘」諸々といったことがございますけれども、このあたりの話については、やはり元の基本計画の中で一定趣旨は入っていると考えており、これから具体的な整備を進める中で参考にさせていただきたいというものでございます。

次、6ページでございますが、冒頭に朱文字で書かれているものがございます。朱文字で書かれている部分のご意見を受けて基本計画の修正をおこなっているものでございます。実際にどのような修正をおこなっているかというのが、資料の4のほうに書かれておりますけれども、まず資料2のほうで一通りのご説明をさせていただきたいと思っております。

6ページ目、冒頭のところは、これは単純に漢字の読みというか漢字の使い方の問題なんです、やっぱり基本計画の中で使うものとして適当ではないものが入っていると。特に「識る」という言葉について、単純に「知る」でいいじゃないか、わざわざこういう当て字を使う必要はないというような話がございます、私たちとしては、単に見聞きして知ることだけではなくて、この「識る」という漢字を使うことによって、より深く知るというニュアンスを込めたいという思いがあったんですけども、「識る」というのは、実際にこういう読み方をする例というのは一般的ではなく、ちょっとわかりにくいということで、私ども、「知る」に変更してございます。

それからご意見としては、素晴らしい公園をつくってくれ、それから歴史を適切に伝える公園をつくってくれというようなご意見がございまして、これにつきましても、記載事項の変更はしないけれども、ご意見を踏まえ関係機関との協力のもとにきちっと進めていきたいと思っております。

7ページからが今回の計画に対して全般的な話として少し反対をされるようなご意見でござ

いまして、まず1つは、「今のままの平城宮跡でよい」のではないかというご意見、これが4件ほどございます。1番は、地元の方々は今ままでいいと話していると。それから31番目のご意見については、勝手な歴史の創造をしないようにというふうなご意見。また、32番につきましては、今の姿を無理に変えて、これ以上何か建造物を建てたりとかそういうことをしない、技巧的でないこういった空間の広がりというのがいいんじゃないかというふうなご意見、こういったものがございます。

これにつきましては、右側にありますけれども、平城宮跡はこれまでも保存整備の取り組みがなされてきたところでありまして、やはり管理等に対する多くの課題や要望がありまして、それらに適切に対処して、さらに多くの方々に宮跡を知っていただく、ご利用いただくということが国営公園として事業化されたことの背景だというように考えますと、やはり今のままの平城宮跡ということではなくて、丸ポツ2番目にありますとおり、その整備に当たっての配慮事項はいろいろあることを認識した上でやはり公園整備を進めていきたいと考えているものでございます。

それから次の「平城宮跡を公園化する意味・メリットが明らかでない」ということも、なぜこの段になって公園整備をするのかということでございますが、やはり同じように、これらの保存整備の経緯がある中で一層の保存・活用を図るところから、公園としての事業化がされたというように考えておりまして、やはり整備に当たっての配慮事項があるわけですが、これまでともすれば足りなかったかなと思われるような、そういう保存・活用するための配慮事項について、公園事業により推進していきたいというように考えるものでございます。

次のページにいかせていただきます。

まず一番上ですが、平城宮跡の公園整備というのが文化財の破壊につながるということがないだろうかということのご意見が7通ほどありまして、端的に言ったら39番なのかなと思えますけれども、公園となり新しくそこの主管庁として、国交省が整備の主体に入ることについても、ちょっとどうなのかなというご意見でございます。

これにつきましては、右側にあるとおりが、平城宮跡については、これまで文化庁による整備がおこなわれているということがございましたけれども、今回の公園整備の折も、これを踏まえて計画案を立案しております。冒頭書かせていただいているとおり、平城宮跡の整備の基本構想については、文化庁のほうで推進計画というものがつくられておりまして、これを踏まえておこなっていく、基本理念・方針においても、文化財の保存について特に慎重に対応していく必要があるということで、「確実な保存を前提とし」ということを書かせていただいているところでございます。

次の話は、「ハコモノづくりよりもソフト的な整備を優先するべき」ということで、これはハード・ソフト両面の整備が必要かと考えております。

次に、「平城宮跡の自然環境の保全が重要」ということでございますけれども、これにつきましては、平城宮跡の上は現在緑地になっておりまして、そういった都市部に残された貴重な緑とオープンスペース、その保全をしっかりしていくのだよということの視点が重要だということのご意見が複数、6件ほどありましたものですから、これにつきましては、ご意見を踏まえて、施設整備に当たって現況の自然的環境や地形に一定配慮する必要があるのかなということ、第6章、利用・整備計画の基本的な考え方の中に一言書かせていただいていると、そういう変更をおこなっております。

それから次、9ページでございますが、「基本計画の想定期間について」は、かなり長期なものを書いているということでございます。

次に、文中の語句の修正がまたございまして、特に「復元」と「復原」という言葉の使い方について、かなりのご意見が出ました。56番に括弧書きでの数字が列記されていますけれども、同趣旨のご意見がたくさん来ているので、すみませんが一件扱いにしてまとめさせていただいております。

これにつきましては、本日ご欠席の西村委員からも、いくらかの想像を交えた施設整備をおこなうということであれば、「復原」の文字よりも「復元」のほうが良いのではないかという話もいただいているのですけれども、私たちのほうとしては、文化庁の推進計画の中でこの「復原」が用いられているということと、「復元」と「復原」というのは辞書を引いてもそれほど明確な違いが載っているというわけではないですので、特に今回、文化庁がこれまでおこなってきた取り組み等にある「復原」をなぜわざわざ「復元」に変えるのかというようなことのご意見が非常に多うございましたので、推進計画などに倣ってにすべての文字を「復原」に修正することをしております。

それから、次、「平城宮跡の概況について」ですが、ここでも文中の語句・表現の修正がいろいろ出ました。これは、私たちの誤りもございまして、やはりわかりやすさということからすると、ご指摘いただいたものはそのまま直したほうが基本計画は読みやすいのかなと思いましたが、すべて修正をおこなっております。

それから9ページの下、「(3)基本理念及び方針、導入すべき機能について」ということで取りまとめさせていただいている部分についても、いくつかご意見がございまして。

まず、先ほど国営公園の整備は文化財の破壊につながるのではないかというご意見がありましたが、もう一つ、テーマパーク化しないかというようなご意見がございまして、これにつきましては、今回の公園計画というのは、文化庁が策定した推進計画を受けておこなうものでありまして、また、その姿勢を明らかにするために、基本方針の中に世界遺産・特別史跡平城宮跡にふさわしい整備をおこなうということを書かせていただいているものでございます。

そのあたりのニュアンス、資料3にも書いているのですけれども、推進計画の中で、これまでの文化庁の整備においては、平城宮跡でおこなわれていることを、「遺跡博物館」というものをつくるのだという話をされていまして、こういったニュアンスをもう少し基本方針に入れたほうが皆さんのご理解を得られるのかなと思いましたが、取り組みとして実際どういったことをおこなうのだということを基本方針に書かせていただいたつもりですけれども、それを明確にするため、文中に「遺跡博物館」という語句を追記するようにしております。

それから次、10ページにまいります。

次は、基本理念のほうに、奈良時代を今に感じる空間づくりをおこなうということを書いているのですけれども、その歴史を感じる空間を創出することにより、来園者に何を伝えるかということをより明確に示すべきでないか、また、実際こういうことを伝えるのだということを書いたらどうかというご意見がございました。ただ、それにつきましては、私たちとしては、本計画で示しているように、平城宮跡をできるだけそのまま活用して奈良時代を感じていただくということまでを計画で定めて、そのお感じになっていただいたことをどのように各個人が受け取られるか、これから何かに活かされるかということにつきましては、それぞれの方々にゆだねるようにしたいなと考えているところでございます。



それから、ご意見については、「国営公園整備は環境整備に重点を置くべきではないか」、また、「国営公園化で設備の充実を」、「国営公園化で国の責任ある整備・管理を望む」といったようなお話がありますけれども、このあたりにつきましては、基本計画にその旨の趣旨を書き込んでいるというように思っております。また、実際の取り組みにおいて配慮すべきだと思われる、それを導く言葉は基本計画に書いているつもりでございますので、ご意見は今後の参考にさせていただくということかなと思っております。

それから最後、「規模をアピールすべき」という意見がありますけれども、奈良らしさの1つがスケールの大きさなので、平城京の大きさをアピールすることが重要ではないかというご意見がございました。これは、もともとの文脈を見ると、「平城京」ではなくて「平城宮」の間違いだと思うのですけれども。実はご指摘に関連して、基本計画には、平城宮跡が持つ広大な空間スケールを活かすということは書いておりますけれども、面積の記述をこれまで具体的におこなっていなかったということがありますので、今回、公園区域のところに「約130ha」という面積を記しております。

それから次、11ページでございます。

「歴史的文化財の活用を方針に追加すべき」ということがありますけれども、これもその趣旨は書いていますので、これからの参考にさせていただきたいと思っております。

次に、レクリエーションについて、大きく「レクリエーション機能を強化してほしい」というご意見と「レクリエーション機能は排除すべき」という両方のご意見が出ております。これにつきましては、レクリエーションという言葉が少し誤解を与えるのかなと思うのですけれども、排除すべきとするご意見の対応のほうを説明させていただきますが、平城宮跡は、都市部に近接した広かつ貴重な緑地として、これまでも豊かで充実した余暇時間を過ごす場所として活用されてきた経緯があるということを踏まえて、やはりその機能は残すようにしたい、基本計画の内容は変更しないように考えたいというように思っております。ただ、ご懸念があるのは、やはりここは歴史・文化資産があるところなのなことだと思っておりますので、それはそのような歴史・文化資産を保存する観点からみてふさわしい整備をおこなうことに努めていきたいということでございます。

それから次、「基本方針④の表現の確認」ということで、これは中身を書かせていただいているとおりでございます。

次に、導入すべき機能で「利用サービス機能」という言葉があるけれども、この「利用サービス機能」というのは具体的にどのようなことなのかよくわからないというご意見がございまして、ご指摘のとおり「利用サービス機能」というのは造語でございまして、わかりにくいということがあるのかなと思いましたが、これは前回お示しした参考資料には具体的な展開例を書かせていただいておりますけれども、それに倣った形でその内容を、要はトイレや休憩所の施設整備だとか、利用案内の充実だとか、そういうことを指して利用サービスと述べているのだということ为例示させていただいております。

それから、導入すべき機能の中にこれまで含まれていなかったものとして、「伝統技術の保存・伝承の機能を担うべき」でないかというご意見が出されております。これにつきましては、機能の1つとして、その機能があるから例えば建物復原等をおこなうようにするのだということではないかというふうに思っております。ここに書かれているご意見にある機能を意図をもって構築する考えはないのですけれども、実態としては第一次大極殿院における復原建物の

整備や維持管理を通じ、このような機能を一定担っている、担うこともできるのかなというように考えているところでございます。

次の12ページに移ります。

「その他」として、国営公園に対する思いを書かれているご意見がございますけれども、この公園については歴史・文化資産の特別史跡・世界遺産の構成資産の1つである宮跡の一層の保存・活用を図ることを目的とした公園として整備、管理・運営をおこなっていきたいと考えているところでございます。

次、公園区域のご意見に移ります。

公園区域につきましては、宮跡に隣接するところの区域、例えば佐紀盾列古墳群等を公園区域に追加すべきではないかというようなご意見がございました。これにつきましては、今回の国営公園化は特別史跡平城宮跡の一層の保存・活用を図るということが一番の目的であるということから、特別史跡区域を中心とした公園区域を設定させていただいております。ただし、周辺の歴史・文化資産については、公園利用と一体となった活用を考える時には非常に重要なものだというように考えておまして、周辺整備の方向等に記しているような取り組みをおこなっていくということでございます。

また、朱雀大路の区域をもう少し含んだらどうかというお話もあつたんですけれども、今現在、大宮通りのところまでを区域に設定しているわけでございますが、それを超えると区域が大宮通りで大きく分断されるということで、これは公園利用上の問題があることから、今のとおりの区域にしたいと考えているところでございます。

それから、基本計画の計画面積と、当初お話しした国営公園の整備面積の話がちょっと違うのではないのかという話があつたのですが、これは今回は国営公園の面積と、それから周辺整備、奈良県を中心とした地元整備をおこなうところを含めて約130haでありまして、それを書かせていただいたとおりでございます。

続いては、空間配置計画のほうに移ります。

ゾーニング全般の話についてまず記しておりますけれども、それにつきましては、実際に基本計画に書かせていただいている事項、あるいは基本計画の次の段階で配慮すべき或いは考えるべき事項ということで、そのようにまとめて回答させていただいております。

右ページ、設定されている各ゾーンについてのお話が上がっておりますけれども、これらについても、多くはもう既にゾーニングの中に書かれていることできちんと読むことができるのかなと思っております、その中でちょっと誤解があるものとして、外周ゾーンについては公園区域を囲む塀の設置が計画に入っている、また、宮跡の範囲を示す塀を早く整備すべきだというお話があるのですが、現在の宮跡の利用を踏まえて、この公園計画では公園区域全体を囲む柵ないし塀の設置というのは考えておりませんので、その旨を回答させていただいております。

それから、外周ゾーンのところで「修景」及び「遮蔽」という言葉を使っているのですが、その「修景」という言葉が一般的でないので、これをもっとわかりやすく示したほうがいいのではないかというお話がありまして、すみません、これは私たちの悪い癖で、自分たちが使っている言葉を自然に使ってしまうのですが、わかりにくいのかなということで、今回、初めてこの言葉が出てくるところで、「景観を整えること」を「修景」という意味で使っていますということを書かせていただきました。

それから次、「ゾーニング(拠点ゾーン)について」というところですが、ご提案については、実際にもう基本計画のほうで、その旨を読める文章を書いているつもりでございますと書いております。

それから、「基本動線(自転車)について」も同じでございます。

次、園内交通システムのほうですが、園内交通システムについては、導入の是非のほかには園内交通システムという言葉がわかりにくい、これが何を指すのか、もし具体的な案があるのであればそれを書くべきというお話がありましたものですから、これはこの委員会の議論の中でも、例えばエコバスみたいなものなのかなというお話がありました。今回1つの例として「電気自動車など」ということを書かせていただいております。ただ、実際具体的に何を導入するかというのは、これからの設計の中で考えていきたいと思っております。

それから次、14ページでございます。

利用・整備計画のところ、基本的考え方として、歴史性を活かしたモダンなランドスケープデザインを導入していくという言葉が、若干抽象的ではあるのですが、書かれたのですが、今回の国営公園化が歴史・文化資産の保存・活用というところを一番の目的としていることからすると、あまり大きな何か新しいランドスケープデザインをつくるということはないのかなと思っております。

それから、各利用・整備計画のほうは、ちょっと先ほどのゾーンの繰り返しになりますけれども、「各エリアにおける利用・整備方針と主要施策について」のところ、各ゾーンについてのご意見をとりまとめております。

「シンボルゾーンについて」では、建物復原を積極的に進めるべきというご意見と、建物復原はもうこれ以上すべきではないという意見がそれぞれ出ております。これにつきましては、「積極的に進める」を左、それから「すべきではない」を右にとりまとめて書いてあるわけですが、建物復原を数多く進めるというご意見に対しては、宮跡の広がりを感じるというところから、建物復原については文化庁が策定した推進計画をもとに、活用、効果を検討、吟味した上でおこなうということが必要だと思っておりますし、一方で、これ以上すべきでないというご意見に対しては、宮跡について、遺跡の保存とともに、その歴史的背景を活かした、ここでしか得られない古代国家の歴史・文化を体感・体験できるという場所にするためには、やはり往時の平城宮の有り様や広がり等を理解するきっかけとしての一定の復原が必要だというように思っておりますので、そのように書かせていただいております。

それから次、「シンボルゾーンについて(整備に当たっての留意点)」のところについては、これからの設計を詰めていく中での参考にさせていただきたいということでございます。

では次、16ページでございますが、遺構展示館についての個別の話が載っていますが、これも将来の検討の際に参考にさせていただきたいという話でございます。その他として、これも語句の話なのですが、復原施設の中の遺構表示の施設の中に「官衙」という言葉があるのですが、「官衙」というのは非常にわかりにくい言葉なので、現代の言葉を書くべきではないかというご意見がございまして、これは先ほどの「修景」と同じように、この「律令制下の役所のこと」という解説を書かせていただきました。

また、シンボルゾーンについて、その他のところで、中央緑陰エリアとなっている部分について、往時の平城宮に樹木がなかったため、ここに植樹帯をつくるべきではない、もし、日射や風を防ぐためなら、ガラスなどを用いた工作物をつくったらどうかという話があったのです

けれども、中央緑陰エリアについては、そのような日射等の話もあるかと思いますが、文中に書かせていただいているとおり、時代区分の異なる建物等復原を視覚的に区分するというのと、そこに循環園路や利用サービス施設を目立たないように配置するというこのために必要だと考えておりますので、基本計画のとおりにさせていただきます。

それから次、緑地ゾーンの記述でございますが、これにつきましては、その多くが緑地ゾーンにかかわるご提案、ご要望であり、それは既に基本計画の中で書かれていることでもありますので、具体的な設計を進めていく上での参考にさせていただきたいということを書かせていただきました。外周ゾーンについても同じでございます。

右、17ページ、拠点ゾーンにつきましても、同じように、どちらかといえば、具体的な内容を詰める中で、こういったことをやっていくべきではないかというご意見が多うございまして、今書かれているような基本的な文言は変更しないわけですが、これからの設計の中にも活かしていきたいというものでございます。

次のページ、18ページでございますが、「拠点ゾーンについて(交通ターミナル等)」とありまして、ここについては、内容もさることながら、頑張っって早く進めてくれというご意見がございましたので、これについては実施段階の話でそのような配慮をしていくということでございます。

また、拠点ゾーンのその他のところでは、誤りのご指摘がありましたので、そのまま直しております。

それから次、「エリア横断的な施設の整備方針について」で、これはそれぞれの施設についてどうあるべきかといったような話が書かれているものでございます。

まず「園路について」について、雨天や炎天下でも快適に主要な施設が見学できる回廊をつくってほしいという話が出ています。これにつきましては、主要施設と各エントランスを結ぶ主園路は設けるつもりでおりますけれども、景観上の問題であるとか復原物であるとの誤解を与えるということから、恐らくこの回廊は屋根付きの廊下を考えられてお話をされたんだと思うのですが、屋根付きとすることまでは考えていないということでございます。

その他、園路については色々と細かな話がありますが、今の宮跡の中の園路の絵を割と曲線で描いておりまして、その曲線の園路というのは、もともとの宮跡の中にある地割りからすると不自然だというご意見につきましては、基本計画の中の「園路」に既に書いていますとおり、調査研究成果に基づき道路位置が明らかになったところについては、それを踏襲した配置を原則としたいということで、具体の設計段階で配慮させていただきたいなということでございます。

それから「植栽について」について、今、私たちの計画では、景観上に配慮して配置や密度などを考えるという話を書いていますけれども、やはり緑陰を設けるという観点から樹木を多くするというのを考えてくれというご意見が非常に多うございました。「植栽について(全般)」の上の5つがそうでございます。これにつきましては、朱文字にありますとおり、ご意見を踏まえて、そういった視点を樹木の植栽のところに加えさせていただいております。

それから次、花畑の整備の話がありまして、お花畑みたいなものをつくる必要があるのではないのかという話がありまして、それは具体の設計の時に考えさせていただきたいということでございます。

それから次、20ページです。

見ていただきますとわかるとおり、多くの施設については、賛成と反対の両方のご意見が出ているような状態でございますが、この一番上の「駐車場について」は、駐車台数をもっと増やすべきだというお話が一律に書かれているものでございます。これにつきましては、右上に書いていますとおり、平城宮跡付近というのは、中心市街地における渋滞対策としてパーク・アンド・バスライド等により交通流入をできるだけ少なくする地域とされておりまして、史跡区域内においては、文化庁の推進計画の内容を踏まえつつ、現状の整備台数を上限に整備するという考え方を示させていただきました。

しかしながら、多くの来園者が見込まれるイベント時などにおいては、やはり区域内において臨時駐車場を設けるという場合もあり得るのかなというように思っています、その旨が推進計画に書かれているということもございますので、ご意見を踏まえて、イベント時において臨時駐車場を設けることができるような空間を確保するようにいたしますということを、1つ補足として追記させていただいております。

また、周辺の渋滞状況に留意しながら、特別史跡区域外に設ける多目的広場を駐車スペースに確保していくというようなことも、奈良県の調整の中で考えていきたいと思っておりますのでございます。

それから次、「トイレ、ベンチ、休憩所等について」ということですが、これについては、やはり十分なトイレをというご意見がありまして、基本計画の中でその旨の文章を書いておりますので、実際の具体化を進める中での参考にしたというところでございます。

ただ、最後、208番に、遺構展示館のそばに200名程度を超える休憩所の設置をと書かれているものについては、なかなか場所がなければ難しいのかなと思っておりますのでございます。

それから右上の「軽飲食等施設について」は、今、賛成・反対がまとめて書いてありますけれども、全体で6件あります。上3件が物販や飲食施設をもっと充実すべきでないかというご意見であり、下3件はそういったものを平城宮跡内につくるというのはどうかというご意見でございます。

ここににつきましては、まずレストランのような大きなものは、特別史跡区域外の拠点ゾーンに設けることになっておりまして、ただ、宮跡内は広うございますから、宮跡内の利用快適性の向上を図りたいということから、当然大前提として遺構保存の観点というのは必要なわけですが、そういうことを踏まえた上で、飲料等を提供する施設、また簡易な物販をおこなう施設を、東西エントランスの部分と中央の部分に設けたいというように考えている、その旨を基本計画に記してございますので、そのようにはしたいと考えているところでございます。

それから次、「サイン、照明施設ほかについて」は、すみません、これ赤く塗っていますけれども、これは赤ではなくて黒ですね、計画どおりで直しておりません。これは間違いです、申しわけありません。

「サイン、照明施設ほかについて」も、色々と具体的ご意見をいただいておりますが、今後の設計段階において参考にさせていただきたいと思っております。

最後に、駐輪場の話が書かれているところがございまして、駐輪場については、自転車園路を設けることを書かせていただきながら、駐輪場の話は一切書いていませんでしたので、この利用・整備計画、「エリア横断的な施設の整備方針」の「園路」の部分に駐輪場の記述を追加しております。

それから、「その他利用・整備計画について」ということで、「歴史資源を活用する施設に

ついて」はこのとおりなのですけれども、次の「遊具、広場、グランド等について」では、レクリエーションという観点から、スポーツ施設、それから遊戯施設というものを充実してほしいというご意見、ご要望がございました。これにつきましては、特別史跡・世界遺産である平城宮跡の公園整備として歴史的環境を保全するという観点から見ますと、今回のご意見にあるような運動施設や遊戯施設をつくるというのは困難なのかなと思っております。

また、その次にミニ日本庭園みたいなものを設けるご意見がありましたが、これも復原物であるという誤解を受けることを考えれば適当ではないと考えているところでございます。

それから、「その他利用・整備計画について」で各種施設のご提案がありましたけれども、温泉付ホテルとか迎賓館とかそういうものの設置については難しいと考えております。

それから、23ページですが、「その他利用・整備計画について(続き)」について、つくり方の問題として、管理・運営については「ボランティア参画を促進する」と書かれていたのですが、つくるほうについてはその記述がありませんでした。それについて、つくる段階からみんなで作って上げていくという姿勢が必要でないかというお話がありまして、その旨の記述を追加させていただいております。

それから、241番と242番というのは、整備に関して反対的なご意見であり、241番は当時無かったものをつくらないということにしたらどうかというお話ですけれども、この宮跡、実際、未発掘地もまだまだあるということの中で、宮跡全体の広がりや周辺地域との歴史的のかかわりを感じることができる、そういう緑地ゾーンのようなものは、やはり整備していきたいと書いているところでございます。

また、242番は、おもしろさをつける観点から地形のアップダウンをということでございますけれども、現況の自然的環境や地形に配慮した公園整備をおこなうということを考えている中で、理由なくアップダウンをつけるようなことはしないという考えでございます。

それから、最後、243番、赤で書いておりますけれども、もっとユニバーサルデザインないしバリアフリーを強く打ち出すべきでないかということがありまして、園路のところにその旨を記述はしてはいたのですけれども、その他のところに明確に書かれているところがなかったものですから、利用・整備計画の施設整備全般にわたる配慮事項の中で、このようなバリアフリーの話を一言書かせていただきました。

それから次、「管理・運営方針について」ですが、基本的な考え方についてのところでは、基本計画に書かれている事項についての繰り返しというか、そこで読めるのではないかというご意見を、色々いただきまして、それらは今後の設計に反映させていくということだと思っておりますけれども、世界遺産としてますます増えることが予測される外国人来園者に対するサービスの充実の話であるとか、子どもへの対応みたいな話をあまり不明確にしないできちんと書くべきではないかという話がありまして、今、基本計画で「誰もが」と書いてあるものの、その「誰もが」というのは、当然国内外からの方がそうだし、子どもから高齢者までがそうだということを明確化させていただきました。

それから24ページ、広報、イベント及び利用プログラム、展示に関しては、今書かれていることのさらに具体化を図る時にこういった点が必要でないかという、各種の具体的なご意見が出ております。これらについてはいずれも、今後の設計段階において、具体化に向けた検討をしていく際の参考にさせていただきたいというものでございます。

ただ、その中で25ページ、272番、上から2番目のご意見になりますけれども、公園内を効

率よくぐるっと回れるようなルートを選定が必要だということで、「イベント」及び「利用プログラム」という言葉は既にかかれていたのですが、あらかじめ周遊ルートがあって、来園者の方がそれを自然に回ることによって歴史の文化を体感・体験いただくというようなことは、ちょっと「イベント」や「利用プログラム」という言葉から読みづらいのかなと思いつながら、非常に重要なご指摘だということに考えましたので、その旨を具体的に「周遊ルートの設定」という言葉で書かせていただいております。

それから次、26ページでございますが、「展示について(展示手法)」でございますが、具体的提案の1つとして遺構をそのまま見せるという工夫をすべきじゃないかということが出ております。ただ、これにつきましては、遺構そのものの展示を広く実施するということが現在の技術ではなかなか難しい、遺構の確実な保存を図る上では容易ではないと考えておまして、発掘調査現場の公開等については、奈良文化財研究所等の協力をいただきながらそれをおこなっていくという考えがございますが、ここでは遺構をそのまま見せることは容易にできることではありませんという回答をさせていただきます。

そのほかのご意見については、具体的な設計を進めていく中で参考にさせていただきたいというものでございます。

27ページに入りますが、高齢者や障害者のサポート、それからレンタサイクル、利用マナー向上、安全管理、維持管理全般、これらについてのご意見についても、いずれも既に基本計画の中でその旨のお話を読めるような文言はありまして、今後の具体的な設計を進める中で参考にさせていただきたいというものでございます。

なお、真ん中にある「レンタサイクルについて」については、レンタサイクルという言葉は基本計画の中には書いてないのですが、園内交通システムの中にある機器のレンタルの中の1つとして考えられると思っておりますし、また宮跡内ということだけではなくて、周辺の歴史・文化資産とのネットワーク化を促進する一手法として、周辺での施設整備ということも含めて考えていくべきなのかなと思っておりますし、その旨を書かせていただいております。

次、28ページ、「植物管理について」なのですが、遺構保存というお話は書いていたと思っておりますが、利用者の利用しやすさということから植物管理をおこなうという視点が基本計画に書いてなくて、そういった視点から草刈り等も時々させるべきじゃないかというお話がありましたので、利用上の観点、利用のしやすさ、利用の快適さということから植物管理を考えるとということを基本計画の中に追記させていただきます。

それからその他、施設管理、清掃管理、それから管理・運営体制、これはどちらかといえば、具体的にはこうあるべきだ、またしっかり取り組みなさいというご意見が多かった部分でございますけれども、これは基本計画に書かれている事項をきちんとやっていきたいというものでございます。

なお、29ページの「管理・運営について(その他)」では、もっと営利活動ができるようにしたらどうかという話と、民間への委託といった話が出てきております。これに関し、まず営利活動への話については、地元の参画による公園管理・運営等の充実は重要な視点だと考えておりますけれども、営利活動自身は困難ではないかということを書かせていただいております。それから、民間への委託といった話につきましては、この公園の性格、閣議決定をおこなって、国の貴重な歴史的、文化的資産を保全・活用するという性格からすると、国が責任を持って管理を担うことが重要なのではないかと。

ただし、国営公園の管理・運営の実務については民間事業者等の参入を推進し、その創意工夫を反映できる契約手続を検討するといったようなことをして、良質で低廉な公共サービスの提供を目指していくということではないかと思っております。

それから、「その他管理・運営について」は参考にさせていただくということですが、「段階整備方針について」について、いくつかのご意見が出ておまして、鉄道の移設に時間がかかると思われる中で、移設される場合でも公園が有効に機能するよう暫定計画を策定すべきというご意見につきましては、前回、参考資料のほうで参考としてお示しをしていた鉄道が残っている時の段階整備の図面を、基本計画のほうに参考としてではありますけれども掲載をするようにいたしました。

それから次の、公園整備と発掘調査の工程の調整ということにつきましては、実際、段階整備をおこなっていく上での配慮すべき事項として、発掘調査との連携という話が明確に書かれておりませんでしたので、ご意見を踏まえ、発掘調査の予定時期を考慮しながら段階整備を進めていくということを書かせていただきました。

次のページにまいります。

30ページが一番上ですが、予算削減の時代なのでスローペースでやっていったらどうかというお話があったのですが、これについては、国営公園としての事業化がされたことの効果、効用をできるだけ早期に発揮させることが重要なかなというように、実際のペースがどうなるかという話は予算の問題もあるわけですが、そのように考えております。

それから次、最後のところですが、この「周辺整備の方向について」も、ご地元の高い事項として非常に多くの意見が出ました。ただ、ご意見について総括してお話をしますと、要は周辺整備をきちんとやりなさい、具体的にはこういうことをおこなっていくべきだというご提案がほとんどございまして、基本計画の中にその旨を伺うことのできる文言を書いておりますので、その事項の具体化を図る上での参考としていただいたご意見を踏まえて実施していくことなのかなというように思っております。

まず、「交通ネットワークの整備について」は、西大寺駅周辺、谷田奈良線の整備のお話、ずっとこういったご意見が多く、31ページにまで具体的なご提案が書かれております。

なお、31ページの下は、谷田奈良線の廃止、一条富雄線の整備に反対のご意見、現在ある県道谷田奈良線、これを移設することについての反対のご意見でございます。これが3つほどありました。これについては、ここの右側に書かれているとおり、公園利用者の安全確保や歴史的景観の形成という観点からすると、やはり宮跡外に移設をさせていただきたいというように思っているものでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、みやと通りにつきましては、そのみやと通りの付近、また県道谷田奈良線、一条通りの付近については少し北側になりますけれども、今、宮跡内に通っている歩行者、自転車を排除するということではなくて、引き続き歩行者、自転車のほうは、宮跡内を東西、それから南北に横断、縦断できるような園路を組むように考えているところでございます。

それから次、32ページですが、「交通ネットワークの整備について」ということで、いろいろなお意見をいただいておりますけれども、これもかなり具体的なご提案が多くございまして、実際にこの基本計画に書かれていることを具体化する中で検討、実施していくことが多いのかなと考えているところでございます。こういったご意見が32、33ページまで続いております。



33ページ、「公園整備を核とした魅力ある地域づくり」という中で、右下のほうに、このようなことをやるのであれば町名を変えるなど大規模で考えたかどうかというご意見があったのですが、この町名につきましては、それ自体が歴史的背景がある、また地域にも浸透し、愛着があるものとするため、特にその変更は考えておりません。

次、34ページからの「宮跡内の鉄道について」のご意見で、左と右に両方ありますが、左が移設をすべきでないかというご意見、右が移設すべきでないというご意見でございます。これにつきましては、総括してお答えしますが、右側の上には書いています宮跡内の鉄道、鉄道から見る景観が非常に評価されていて、残したらいいのではないかと書かれているのですが、さまざまなご意見があることは認識してはいるのですが、やはり公園としての利用のしやすさであるとか宮跡内の歴史的景観の形成といった観点からすると、あまりふさわしくなく、移設すべきではないかというように考えているところでございます。

なお、このあたり、周辺整備の部分については奈良県、奈良市とも調整の上、回答を書かせていただいているところでもありますが、この鉄道については、奈良線の運行回数が非常に多いということで、単に公園の話だけではなくて、周辺市街地の渋滞対策という観点からも何らかの措置が必要だということでございます。

次、宮跡内の鉄道における踏切等設置について、これは先ほどの段階整備計画の図面を見ていただくことによって、踏切を設置するということがおわかりになるのではないかと思います。

それから、鉄道の駅について、近くに駅を設けたらどうかというお話がありましたが、これはやはり移設、移転がどうなるかということ踏まえての対応になるかというふうにご検討しております。

また、段階整備の話もありますが、これは実際に中を通る鉄道の事業者とも調整の上、対応を考えていくべきでないかということでございます。

36ページですが、「その他について」として、最後に分類し難かったものを一遍にまとめている部分がございます。まず、公園名称について、今「飛鳥・平城宮跡歴史公園」と書いていますけれども、これを「奈良歴史公園」と言ったらどうなのか、そもそも公園と名付けるのはどうかというお話がございますけれども、これについては、事業化の経緯を踏まえ、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域」というのを正式な名称にしたい、しかしながら、第1回目の委員会のご意見にもありまして、これはとても読みやすく親しみやすい名前とは思えないので、通称名としては、平城宮跡の保存・活用を図る国営の歴史公園であるということがわかるようにするために、「国営平城宮跡歴史公園」という名前を用いていくように考えているところでございます。

それから、36ページの下、「事業の進め方、合意形成」ということで、冒頭に、こういった形でパブコメをおこなったかということをお話しさせていただきましたが、やはりご地元の方々から説明が足りないのではないかというお話が正直出てきました。私たちとしては、可能な限りのことに努めてきたつもりではございましたけれども、そういったご意見は正直なところ事実として出ております。

また、この基本計画をつくった後の話として、引き続き地元へ周知を図っていくのであるとか、地元を交えた形の検討をおこなっていくということが必要でないかというご意見が出ておまして、それにつきましては、基本計画策定後にこれからその細かな面を詰めていくということをおこなっていくわけですが、計画内容をもとに、具体の整備に必要な設計を進め

ていく中で、適宜、地元の皆様方にその内容をお示しするという機会を設けていくことが必要でないかと思っております。

最後、その他のその他で、さらに括りにくいような話を記しましたがけれども、そこにつきましては、それぞれ事務局の見解・対応のところに書かせていただいているとおりでございます。

すみません、あと2つだけお話をしますが、欠席の委員、西村委員のほうから、先ほど述べた「復原」と「復元」の話以外に2つほどご意見をいただいております。

1つは、段階的整備のイメージが貧弱でないか、もっと突っ込んだ記述と図面が必要でないかというお話でございます。これにつきましては、この基本計画は長期的な整備・管理を念頭に置いて基本的内容を定めるものということで、完成形という言い方が、これからの発掘成果次第で絵が変わる可能性があるので、ちょっと言い方は不適切かもしれませんが、一応今考えるところの完成形の計画を書いているという中で、実際にこれをどう進めていくかというのは、次の段階できちんと議論していかなければいけないと思っている、その思いを段階整備方針のところで書かせていただいたつもりでございまして、先生の言われたことも受けて、これから手掛けていきたいと考えているところでございます。

それから、一番最初になるんですが、基本理念のところでは保存と活用を並列で書いているけれども、まず最初に地下遺構の十全、十分な保存があって、その後に理念に沿った活用が来るのではないかと、並列の書き方がおかしいのではないかというお話がありました。これは、基本理念のところでは「平城宮跡の保存と活用を通じ」と書いているので、そのようにお受け取りになられたと思うのですが、それを具体的に実施する際のことを書いている基本方針の中で、まず確実な保存をおこなった上で、さらにこういう整備をとということを書かせていただいております。先生の言われていることの趣旨は、基本方針の中で、私たち事務局も同じように考えておりまして、取り組んでいるつもりでございまして。

それから、今度は資料3の1枚紙のほうを見ていただきたいと思うのですが、パブリックコメント公表版について、委員、それから関係行政委員の皆様方にもご意見をお願いしております。ここに記したご意見をいただいております。尼崎先生からいただいている、遺跡を保存し、調査研究し、整備活用に供する場としての性格をわかりやすく表現する、例えば「遺跡博物館」としての機能を有する公園というような文言があってもよいのではないかとということにつきましては、先ほど資料2の中で説明させていただきましたとおり、やはりそういうご提案をされている一般の方もいらっしゃる、そのご指摘を踏まえて遺跡博物館の機能を有する公園整備をおこなうということの基本方針に書かせていただいたところでございます。

それから、奈良文化財研究所からお話をいただいております。第一次朝堂院、第二次朝堂院という呼び方について、発掘調査・研究の成果を踏まえ、言い方を変更したほうがよいというお話をいただいたのですが、これにつきましては、私たちの特に復原に関わる場所の記述が、推進計画を踏まえてそのようにさせていただいているということもありますので、第一次朝堂院、第二次朝堂院という名前はそのまま用いる、ただし、その部分で、右側にありますとおりの、第一次朝堂院、第二次朝堂院は現在では別の言い方で呼ばれるようになってきているけれども、推進計画を踏まえてそのようにしていますという断り書きを書かせていただくことにいたしました。

以上がご意見をいただいたことへの対応ですが、具体でどのような修正をおこなったかということが資料4のほうに書いておりまして、これは資料4の左側がパブリックコメント公表版、

右側が修正版として、以前の内容を青で書いてあって見え消しにしている、それで新たな内容を赤で書いているというものでございますので、ご確認をいただけたらと思います。

なお、修正につきましては、パブコメの意見、それから各委員の方からのご意見、これを踏まえて直した部分のほかに、事務局として読み直した時にわかりにくかった表現を一部変えたというところがございます。これにつきましては、その部分を「事務局による文言の適正化」というようにこの中に記述しておりますので、そのところも適切かどうかというご確認をいただけたらと思います。

雑駁な説明を長時間にわたっておこなってしまい、申しわけありませんでした。

以上でございます。

#### ○平野委員長

ありがとうございました。大変細かく説明をしていただきましたが、パブリックコメントそのものが188名ですか、400項目を超える意見が出てきているわけでございます。それに対する対応が今の説明になるわけでございますが、ちょっとこの具体的な書き直しとの関連等、お目通しをいただいて、ご意見等ございましたら後ほどいただきたいと思ひまして、10分間だけ休憩をとらせていただきたいと思ひます。その間に気になるところをひとつ拾い上げとっていただければと思ひます。

(休 憩)

#### ○平野委員長

再開をさせていただきたいと思ひます。

何か事務局のほうで1件修正があるそうですから、それをまず言ってもらいます。

#### ○舟久保副所長

1点、資料の修正がございます。

資料4、A3の紙の13ページをごらんください。

左側がパブリックコメント公表版の資料で、右側が今回お出ししている修正版、パブリックコメントを受けた修正を示したものであり、右、修正理由にありますとおり、凡例の追記であるとか図面番号を適正化するという修正をおこなっているのですが、それ以外に、今、拠点ゾーンのところの大きな丸印、エントランスを意味している丸印が修正版で消えてしまっています。資料5でも同じ図面が載っているのですがけれども、これは本来消してはいけない赤い丸を、作業上間違っただけで消してしまっておりますので、元どおり公表版の時の姿に直させていただきます。

また、これにつきましては、今後公開する資料についても直したものを掲載させていただきますので、よろしくお願ひいたします。申しわけありませんでした。

以上です。

#### ○平野委員長

はい、ありがとうございました。

今までご説明いただいた中身、パブリックコメントの意見、あるいは最後のほうでご欠席の委員の方、あるいはその後の委員のご意見ということで触れられたものもございしますが、どの点からでも結構でございます、ご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

**○朝廣委員**

失礼します。パブリックコメントを見させていただいて、市民の皆さんのご意見というのは基本整備ではなく都市整備をより大切にさせていただきたいというようなことかなと思って見させていただきました。そういう中で、自治会さんで説明会をおこなったということ、周辺自治会さん、連合自治会さん、6連合会、そこで説明会をおこなわれたということですが、この自治会からの説明会での意見というのはどのような意見が出ていたのか、このパブリックコメントの中身に集約されるのか、どういったことを要望されていたのかというのを、わかれば教えていただきたいのですが。

**○平野委員長**

事務局からお願いします。

**○舟久保副所長**

今回、説明会をさせていただいた際に、その場で出たご意見もあったのですが、ご意見につきましては、改めてパブリックコメントの中でもお出しをくださいというご協力をお願いしました。というのは、それに対しての事務局の見解・対応というのを取りまとめさせていただいて、この委員会の場で皆さんにお示しをするということで考えておりましたので、ですので、結果的には、今ここに出ている意見と説明会の際のご意見はおおむね同じでございます。説明会の中で出たご意見を改めてパブリックコメントのほうで地元の方にお出しをいただいているということでございます。

**○平野委員長**

はい、どうぞ。

**○朝廣委員**

そうしましたら、パブリックコメントの中では、県道谷田奈良線の移設とかみやと通りのことに関してあまり意見が出てなかったように思うのですが、そのように捉えてよろしいのでしょうか。

**○舟久保副所長**

件数としては、説明会では複数の方が意見を言われて、その複数の方すべてがパブリックコメントをお出ししているというわけではないと思います。すみません、説明になってないでしょうか。

**○藤野所長**

説明会場で、みやと通りの話とか谷田奈良線のほうの話については、確かに出てくることがあったのですが、原則というか、基本的には大体パブリックコメントの傾向と同じで、周辺整備、特に西大寺近辺の整備とか、そういった話に関してのご要望というのはかなり大きかったですけれども、この委員会の中で特にいろいろご指摘がございましたみやと通りとか谷田奈良線の移設に関しては、やはり皆さん、宮跡の公園化ということで大事にしないといけないところから、ある程度そういったところではご理解をいただけてきているのかなというふうに受けとめております。

**○舟久保副所長**

すみません、さらに補足します。

みやと通りにつきましては、前回の委員会のご意見を受け、説明の中において、自動車の通

行機能は他に移設をします、ただ、引き続き歩行者の方と自転車の方は通行できるようにしますというお話をさせていただきました。県道谷田奈良線は、移設はするけれども、新しく北側部分において、やはりそういう道路の整備を考えますという話を、奈良県、奈良市と一緒に説明会の場で説明させていただきました。そのことについては、どちらかといえば、今現在あるところの移設が反対だというよりも、そういうふうな計画があるのであれば、それをきちんとやって欲しい、やるようにというお話が多うございまして、今回のパブコメも、計画があるならしっかりやるようにというふうなご意見が多かったのではないかなと思っております。

だから、今現在あるところからの移設が反対だというのは、正直なところそれほど多くはなかったのではないかとこのように受け取っております。

#### ○平野委員長

はい、ありがとうございます。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

#### ○佐藤委員

私、昨日の早朝に、今回の基本計画案について感じたところを、事務局のほうに朝早く、まあ夜中なんですけれども、メールでお送りしたんですが、それは別としまして、今日のお話を聞いた上でちょっと感じたところを3点ほどお話ししたいと思っておりますので。

これだけのパブリックコメントに対する誠実な対応とか、短期間でものすごくよく立派な計画をつくっていただいて、これはもう完全に敬意を表したいと思っておりますが、絵にすると、どうしてもちょっとずつ気になるところがあって。これはほかの施設整備でもそうですけれども、どんな施設整備しても必ずどこかで文句言われちゃうんですね。

それで、私もやっぱり絵を見ると気になるところがありまして、例えば、この資料5で言いますと、後ろのほうの26ページですかね、このような段階的整備計画図みたいなものを見ると…、ちょっとその前に全体的なことを言いますと、私、平城宮跡が世界遺産としても特別史跡としても価値が世界で主張できるほどの大きな核の1つに、遺跡自身の価値もあるけれども、その木の文化の遺跡で地下に埋もれているわけですよ。それを世界的に見ても極めて高いレベルの精密な発掘調査や研究によって、世界的にも8世紀の王宮の実像がこれだけ明らかになってきたという遺跡はないんだろうと思って評価しております。

これからも、それがどんどん明らかになっていくということに、この平城宮跡の価値があって、先ほどのお話では遺跡博物館というネーミングが残るということでして、それはよかったなというふうに思っているんですが、つまり、それをずっとその調査研究による平城宮跡の意義の再発見、あるいはそれを発信していくということは、これからもずっと続いていくことだと思うんですよね。

ずっとというのは、恐らく半永久的にというふうに思っているんですが、それと今回の国営歴史公園として、とりあえずいいましようか、1つの形にするということとのリンクを、これまでもこの会議でも話題になってきたと思うんですけれども、ぜひ国営公園がオープンしたら、それでこの事業がおしまいということではなくて、それから私はこの国営歴史公園の事業が始まるんだというふうに、むしろ位置づけるというようなスタンスが欲しいなと。この歴史公園によって歴史の理解を深めていただくということがずっと続いていく、だから、ハードな公園整備の終了後も、ソフトな意味での歴史公園の整備がずっと続いていくというふうな視点をいただきたいなというふうに思っております。

そういう意味では、もちろんこの公園を実現して、さらにそれから推進していくためには、国交省や文化庁、あるいは奈文研、あるいは奈良県、奈良市、あるいは地元の諸団体の協議の場が絶対これから必要になってくると思います。そういうことをぜひ実現していただいて、さらにそれだけじゃなくて、今回これだけ、変な意見もあったと私も思いますが、パブリックコメントや、あるいは歴史公園の評価をその都度受けて、先ほど言いましたように、いったん開園したらおしまいということではなくて、その都度評価を受けながら、より良い歴史公園にしていくようなシステムというものをお考えいただきたいというのが第1点目です。

それについては、この26ページの図面の中、エントランスのところにあるんですけども、私としては、できれば単なる公園管理だけでなく、平城宮跡展示館と体験学習館、これは大いにあるべきだと思うんですけども、「平城宮跡遺跡博物館」とかいうネーミングになればいいなと思っております。

それから、観光案内所もちょっと狭いんじゃないかなという気がしまして、奈良にある世界遺産を紹介するようなビジターセンターとか、そういうような形で、もうちょっと発信型、それから、これからだんだんわかってくる調査研究成果をその都度発信できるような博物館にしてほしいな、毎年、例えば独自の特別展みたいな展示も開けるような形のものにしていただきたいというのが、それが1点目です。

それから2点目は、この図でいうと、やっぱり気になるのが中央緑陰エリアとか、あるいは緑地ゾーンですよね。気になって、私も全体のこの歴史公園の実現の中で、段階整備としてはこういう形のものを取り入れることが必要になると思っておりますけれども、これはやっぱり全体が平城宮跡においては基本的には世界遺産のコアだというふうに私は思っておりますので、段階的に緑地ゾーンであっても、私はここがやっぱり古代の王宮の中だということができるようなことにしていきたい。

平城宮跡の中は、案内する時には、今でいう皇居と国会議事堂と霞ヶ関がここにあったんですということを普通言うんですね。ですから、ここが皇居と国会議事堂と霞ヶ関でしたということが理解できるような工夫をお願いしたいということで、実は緑地ゾーンの東と西側にある広場と書いてあるところでは、例えば今日のパブリックコメントの資料2の19ページの一番上で言いますと、この緑地ゾーンの中の園路も、調査成果に基づいた古代の道路位置を踏襲するように配置しますと書いてあるんですが、現状ではまだ曲線的な、そこら辺は、知られている道路は、古代の霞ヶ関の部分の道路は直線的に走っているわけですけども、曲線的になっておりまして、こういったところは、図面と今回のパブリックコメントを受けとめた表明との間でちょっとまだ齟齬があるのかなというところです。

それから中央緑陰帯の、藤井先生も前言っておられたんですが、私はあまり高い木は不適切だと思っております。パブリックコメントにも、三笠山が見えないじゃないかという話があったんですが、私はそれに加えて、今回復原する中央部の第一次の大極殿だとか朱雀門が見えないというのは、ちょっと平城宮跡の中では問題があるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、この26ページの図を見ると、私はこの前の会議でも問題にしたんですが、この中央緑陰エリアの中とか、あるいはいびつになっている東院南東のところとか、いくつか赤い建物復原等というのがあって、ただ、これはまだ調査してないところもあるので、そうすると何をつくるのかなというところがあります。

やっぱり私は中央緑陰帯のところ、これがもしレストランだとすると、ちょっと中心部に置くのは問題があると今でも考えております。地下遺構を損なわないようにするというのと、このために水道や下水や電気をどう地下遺構を傷めないで配置するかというところで問題が残るんじゃないかなと。王宮の世界遺産の中で、どこでも、景福宮でもペルセポリスでもどこでもいいんですけども、広いからといって、その真ん中にレストランを建てるというのは、ちょっとあまり世界遺産にふさわしい整備とは言えないんじゃないかなというふうに思っております。原則として現在の便益よりも保存を優先するという先ほどの西村先生のお話にもあったんですけども、そういう原則が貫かれるようお願いしたいなというふうに思います。

それから3番目は、ちょっとこれから後の話なんですけども、今日感じましたのは、指定管理者の話なんか少し出ましたので、その場合にも問題点もあるということをあらかじめお考えいただきたいと。普通、指定管理者を導入すると、多分長くて5年ぐらいの年限で管理をその都度リニューアルして委託することになると思うんですね。そうすると、私、先ほど申し上げたように、ここの遺跡公園は、遺跡博物館は100年、1000年続くと思っておりますので、それが5年ぐらいの短い視野でしか見られなくなってしまうということがありますので、その点は気をつけていただいて。先ほど国がやはり基本的にこの国営歴史公園をつくっていくんだというお話がありましたので、その点は安心しておりますけれども、さらにその中でも、管理だとか運営だとかを委託する場合には、長いレンジで遺跡博物館を見ていけるようなシステムをぜひお考えいただきたいと思います。

以上です。

#### ○平野委員長

はい、ありがとうございました。

今のご意見に対して事務局のほうで何かお答えできるのであれば、お答えしてください。

#### ○藤野所長

数多いご指摘をいただいたので、一口で答えられないかもしれませんが。

まず、事務局のほうをお褒めいただきまして、大変ありがとうございました。私どもが卒倒するぐらいの数、実に450件のコメントをいただきましたので、大層苦慮いたしました。例えば先ほど説明しました塀の話にしましても、そういうものができるというように先入観を持ってしまわれているのかなという話がやはりあって、これからもっとそういうところも説明していかないといけない。特に私ども、国営飛鳥歴史公園が、柵がない公園ですから、そういうのを前提に見ているところもあって、そういったところは周知というか、いろいろご理解に努めて、説明もしていかないといけないというふうに思っております。

それから、遺跡博物館という名称も出てきましたが、平城宮跡の展示館の話につきましては、これから企画的なものを詰めてまいりたいというふうに思っています。ただ、今のイメージでは、平城遺跡の資料館を移してくるようなイメージなのかなというふうに思っており、これを博物館という言い方にしていきますと、また企画が全然変わってくるということがございますので、現状では言葉の変更については難しいかなとは思いますが、ご指摘いただきましたようなビジターセンターの機能、あるいは面積の問題等々も含めて、これから基本設計の中で検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、いくつかのお話が中央緑陰エリアの中であったんですが、この辺につきまして、基本方針の中で、私どもといたしましても、この世界遺産・特別史跡平城宮跡といったものに

そぐう整備をやっていきたいというように思っておりますので、またこの辺につきましては、文化庁、それから文化財関係の皆様方と調整をしながら、その有り様を探っていきたいというように思っております。

中央緑陰ゾーンの高木、低木の問題につきましても、これも思想がいくつかあると思っております。先ほどから出ておりますけど、第一次の区域と第二次の区域をいわゆる分断して見せたほうがいいのか、連結して見せたほうがいいのかといったところは、そういう見せ方の議論をやらせていただいた上で決めていくべき内容かと思っております。ただ、中央でそういったいわゆる緑陰の木陰を楽しんでいただくような機能は来園者にとって必要であろうかというように思っておりますので、その辺につきましては、そういうプロデュースの問題をもう少し詰めていく過程の中で検討させていただきたいと思っております。

それから、事前にいただいたメールの中にありましたけれども、レストランということ、これまでの奈良県のほうでやられるイベントにおきましても、レストランについては許可を得ていないようなお話も聞いており、あくまで簡便な飲食等の施設の中で、多少軽食も楽しんでいただけるような世界が許される範囲なのであるかというところをございまして、レストランといった大規模なものをそこでつくるということは、私どもも想定しているものではございません。やはり世界遺産の中でそういった貴重な文化財を子どもに伝えていくという観点の中で、我々の時代にそういったところを荒らしていくことがないように心がけてやっていきたいと思っております。その意味では、原則を貫くという佐藤先生のお話を肝に銘じて、これは進めていきたいと思っております。

それから、指定管理者の問題に関しましては、これは私どもというより、今日お越しの国土交通本省も含めて、いろんな行政改革の中での動きもある話というように聞いております。ご指摘のような部分のお話は、私どもも非常に危惧しております内容ですが、何分、世の中の流れといったものもございしますので、今ほどありましたようなところも課題としてとらまえながら、今後いろいろな各種の調整に本省のほうで当たっていただけると考えております。

正直言いまして、最後のほうの、特に指定管理者の問題につきましても、つくるというよりは維持をしていくという観点の中で非常に重要な問題であろうかというように思っております。こういった問題指摘をいただきますのは、大変私どもとしてはありがたいというように思っております。現状の中で、全部が全部、確実な形でお答えできずに申しわけないところはございますが、できる限りこういった思想をきちっとまとめて、基本設計の段階に移ってまいりたいと思っております。ありがとうございました。

#### ○平野委員長

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

#### ○尼崎委員

膨大なパブリックコメントを整理されて、反映されたことに敬意を表したいと思います。いくつかありますけども簡潔に。

鉄道の話が出てくるということは、やはり国交省さんが関わっているということで、大きな期待と、危惧とが同居しているなという感じを受けました。

それはそれとしまして、遺跡博物館の考え方、これは平城宮跡の公園の性格をわかりやすくという意味で非常に良いと思いますけれども、それと緑地ですね、緑地についてのご意見もございました。この辺は今、佐藤先生もおっしゃいましたけども、結構いろんな問題があると思



います。具体的にはエッジの部分ですね。東院の付近とか、景観的には東の山並みを望めるように、あるいは逆に24号線のバイパスがあるので目隠しの必要がある。一方で、東院庭園の東側には阿弥陀淨土院とかの遺跡がある。南側も発掘して確かめる必要がある。つまり、景観整備と今後の発掘調査との関係を相当詰めて計画を立てる必要があるというのが1点でございます。

それから、もう1点は、伝統的技術の保存・継承というご意見がございました。これも実はものすごく重要なことなんです。発掘調査、研究成果をもとに、整備がされていく段階で、そういうものをどう皆さんに知らしめていくのか。その意味では、展示も含めた情報の更新が必要ですね。いろんな情報提供の工夫と更新、そういうことが後々続いていくのかなという気がいたしました。

それと、もう1点は管理の話が出ていましたね。草原はちゃんと管理せなあかんで、という話と、それから、もう1つは東院の庭園管理の問題があったと思います。これは、その場の性格とか質よっての管理の密度なり、手法なりが非常に多様であるということを示していますし、整備後のもっとも重要なことであると思うんですね。今回の計画段階の話ではないのかもしれないでしょうけども、先ほどありました東院庭園では、池に藻が発生してどうしようもない。当然こういうようなのは、日常管理の中で文化財庭園としての管理の密度とレベルをきちっととらえていかないと駄目だということだと思います。

それと、草地の問題は、先ほどの公園化と園路の問題とかいろんなこと等も絡むでしょうけども、これは段階的整備での、過渡期の整備形態というとらえ方でいいんでしょうね、きっと。発掘が進めば、またいろんなふうに変わって行って、恐らく100年後くらいにある一定の完成形が生まれてくる。その過渡期の公園のあり方、変化していく公園のあり方というのはどうあればいいのか、この辺の工夫がものすごく重要な気がいたします。

草原も管理密度にしても、全部を一遍に刈る必要はない。例えば子どもたちが、遠足に来る。そしたらある場所は「バッタヶ原」というような名前がついていて、バッタの生息の期間は草原のままで置くと良い遊び場となる、というふうに、管理についての工夫にはものすごく重要なことが今後出てくるような気がいたしました。

以上でございます。

#### ○平野委員長

はい、ありがとうございました。

発掘を進めていく過程で明確になったことがあれば、それに対応していくということは、再三いろんなところで書いてあると思います。

そのほかに何か事務局のほうでお答えできることありますか。

#### ○舟久保副所長

尼崎先生、どうもありがとうございました。

今の先生からのご指摘は非常に大事かと思っております、この基本計画は基本的な内容を定めるということをおこなっておりますけれども、これから実施の段階で配慮しなければいけないことが非常にたくさんあると思っております、先ほどの段階整備の話は、資料5の25ページの書きかえをおこなったところ、前回、公表版でも書かせていただいておりますけれども、段階整備方針の2段落目のところですが、段階整備をおこなっていくということとともに、発掘調査・研究の進展云々、続いておりますが、現在の位置づけのある施設整備等をそのまま進め

ていくことに支障が生ずる恐れのある場合には見直しも検討するようにいたします。

この見直しの検討についてのご意見の中で、どういった場合に見直しをおこなうのかをもっと明確にすべきではないかのご意見をいただいておりますけれども、そのことも含めて、どういう具合に段階整備を実施していくかということのをこれから詰めていかなければいけないなどというように思っております。

その他の話、伝統的技術の保存・伝承の話については、今回、このような書き方、答えをさせていただいておりますけれども、先生のほうから展示を含めての対応もあるのではないかと、というお話しをいただきました。展示につきましては、今現在、わかりやすく興味をかき立てるような展示として、少なくとも施設の役割だけではなくて、遺跡の表現手法がなぜこのような形をとられているのだということも含めた展示をおこなうというように書いておまして、先生の言われた話については、その表現をなぜこのようにやっているかという背景とともに、事実こういうことをやっていることによって、これからどういうことの文化財保存につながっていくのかといったような話を具体的に付加していくようなことになろうかなと思っております。

あと、東院庭園の話についても非常に重要なご指摘をいただいたと思っており、今現在、基本計画のほうでは、24ページにさらっと、建築物、工作物、設備等、各施設の有する機能が十分に発揮でき、来園者が安全・快適に活動できるような管理を、と言っているわけですが、まさに復原施設は、その利用・整備のあり方とか、何をめざすかという話があるわけで、それに見合った管理を、もう一つその管理・運営体制というところで関係機関と調整しておこなっていくとありますけれども、その体制、先ほど佐藤先生からもありましたような体制を早くつくって、きちんとした役割分担、責任をもって管理していくというような議論をおこなうようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○平野委員長

はい、ありがとうございます。どうもありがとうございます。

ほかにもございますか。

はい、どうぞ、上野先生。

#### ○上野委員

本当に、まずはここまでコメントを明示になった事務局に対して敬意を表したいと思っております。お疲れさまでした。

まず、ちょっと皆様方のご意見に補足するんですが、例えば、この国営公園としてどういうものがふさわしいですかという問いかけから聞いていけば、公園の中のことが中心になるわけです。しかし、やっぱりみやと通りの問題と谷田奈良線の問題というのは非常に重大な関心事だということは、実際説明会等で肌で感じられたと思うので、パブリックコメントはパブリックコメントとして、生活者視点というのは失ってしまうとやっぱりまたかという感じがするんです。

そこで、今回私自身がパブリックコメントを読んで、以下のことを感じます。2つの観点があるように思うんですよ。1つは、先ほど言いましたような生活者視点、この近くに住んでいるんだけど、より良く、気持ちよく使いたいとか、自然を残してほしいとか、そういう生活者視点、これは地域の問題として存在すると思うんですね。

もう一つは、平城宮の歴史公園としてあるべき姿を模索。こちらは復原をたくさんしたほう

がいいのか、そのまま残したほうがいいのかという議論です。それぞれ生活者視点の中でもさまざまな意見の違いがあり、あるべき歴史公園を模索する意見の中でも、さまざまなことがあると思うんですが、これがやっぱり往々にして対立してくると思います。この1と2、生活者視点とあるべき遺跡公園を模索するということが対立してくるということが、今後ずっとこの計画にはつきまとうと思います。

そういう時に、やっぱり佐藤委員がご指摘されたように、8世紀の宮殿として、これほどの継続的な発掘がおこなわれているところが他ないということと、もう一つ、私が強調したいのは、曲がりなりにも正倉院で当時の調度品というのを見ることができて、なおかつ続日本紀等の文献が漢字文献で、現在読み下しすれば我々日本人でも大体意味がわかる。そして、地下からは木簡が出てくるということだし、私などの立場から言わせてもらおうと、万葉集等によって、そこに住んでいた人の生活心情もわかるということがこの遺跡の特徴なんです。だとすると、やっぱりこれを活かした戦略的な計画なんですよということをアピールしないと、生活者視点でこうしてほしいという人たちも納得してくれません。

また、さまざまな整備の手法についても、さっき出ていたけども、だったらこれぐらいの施設はつくらなきゃいけないと、いや、これはつくってはいけないだろうということで大体落ちついてくると思うので、私自身は、1つ、この遺跡の特徴ということは、佐藤委員のお話されたことからすれば、正倉院があって、文献があって、地下遺構があるということは、これは基本的には学習型観光で、行って、聞いてみて、納得してもらおうということ以外になくて、例えば金閣寺ってきれいだねとか、ナイアガラの滝ってすごかったねというようなものではないんですよね。

ということは何が必要かということ、歩くことと聞くことなので、聞いて、やっぱり、あれがこういう山がありまして、これはこういう里がありますということを知っていていかなきゃいけないので、やっぱり整備の時に、ハードの部分と同じぐらいのウェイトをかけて、こういうような情報発信をしていきますよとか、来た人にこういうことを感じてほしいですよということ、今後の実施計画が具体的にできてきた時には、この視点というのを失ってしまうと、逆に今度、生活者視点を持っている人たちの説得もできないし、方向性も定まらないと思うので、これは戦略的に我々はこの特徴をつかまえた上で、奈良のためにもなりますよという観点が必要だと思うんです。これは、今回の報告書の取りまとめということを超えて、次の段階にきっちり引き継いでいただきたい点として、今言わせてもらいました。

以上でございます。

#### ○平野委員長

大変ありがとうございました。貴重なご意見でございます。今後の計画の中で、ソフトな情報提供をどのようにしてやっていくかというのは、なるべく早い時点から研究をして具体化して行ってほしいと思いますね。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

#### ○文化庁

先ほどから話が出ております遺跡博物館という言葉ですけれども、私どもの平城宮遺跡の整備の基本構想から使っている言葉でございまして、尼崎先生のご意見ないしパブリックコメントを反映していただいて、文言の中に入れていただいた考え方、それに関するものとなっております。

ります。

ただ、その遺跡博物館という言葉は、一般の方には少し理解がしにくい部分があるんじゃないかという気がいたします。博物館という建物があって、そこで遺跡に関連するものを展示しているというふうな意味に取られる方が、もしかしたらいらっしゃるかもしれない。そういう意味で、私どもの昭和53年の基本構想で定義している遺跡博物館というこの定義を、少しくどくなるかもしれないんですけども、入れていただければ誤解がなくなるかなというふうに思います。

ちなみに、その文言は、「遺跡を守り、研究し、これを整備して国民的な利用に供するものとして提案された遺跡の1つの存在形式」であります。少し言葉が硬いんですけども、私どもは53年の基本構想でこういうふうな定義をしておりますので、そういうふうな注記を入れていただければ、正確なご理解がいただけるというふうに思います。

以上でございます。

**○平野委員長**

事務局のほうは答えられますか。

**○藤野所長**

使っている言葉にさまざまな取りようがあるというのは、あまり望ましいことではないので、脚注か何かで入れさせていただくように調整をしてみたいと思っております。

**○田中副委員長**

いいですかね。

**○平野委員長**

はい、どうぞ。

**○田中副委員長**

パブリックコメントの回答で、細かいことなんですけどちょっと気になったところで、赤字で直されている3ページですね。一番下に「平城宮跡資料館、遺構展示館などについては、観光スポットとして、また小・中・高校生などの学習の場として、多くの人々が訪れている」という。その赤字で直されているところですけども、使われ方の機能として、観光スポットと学習の場という2本があればいいと思うんで、前の「小・中学生」だけじゃなくて、生涯学習の場としても当然使われているわけですよ。だから、「学習の場」だけでいいんじゃないかと思えますね。前の「小・中学生」というのは取られてもいいんじゃないかと思えます。

それが1つと、あと20ページ、施設の整備の中で「駐車場」の一番下に、「なお、催事等の際に臨時駐車場として活用できる空間を確保する」というのは、この基本計画の段階で言っているかどうかというのはちょっと気になるんですよ。そこまで言えるか。頭として。だって、パーク・アンド・ライド方式で、基本的に中の車はできるだけ避けるというのは大前提にあって、駐車場全体の整備とかという話があるわけなんで、だから、もしイベントの時は別の外でも確保する必要があるというような話もないわけではないわけですから、そういう意味で、基本計画段階からここまで書いていいのかわ。

ちょっとそのパブリックコメントについては、その2点についてよろしいですか。

**○藤野所長**

今のは資料4のお話で、その3ページ目の具体的な修正のところコメントをいただきました。

3 ページ目の学習の場のほうのお話については、確かにおっしゃるとおり小・中・高校生に特定する必要はないわけで、先ほどのパブリックコメントでも中・高年齢層の方が非常にいらっしゃるわけですから、先生のご指摘のように対応させていただきたいというふうに思っております。

それから、もう1点、駐車場の件は、私ども非常に頭を悩ませました。実はこの文言は、文化庁の推進計画の中で、駐車場にかかわる部分についての催事に関する記述がございましたので、逆に、私たちの基本計画の中でそれを阻害するようなことがあってはいけないだろうということで、最終的に追記をさせていただいたという経緯がございます。

基本線としては、先生がおっしゃるとおり、県とも調整している中ではパーク・アンド・バスライドということが前提なのですが、どうしてもやはり、これは前々回でしたでしょうか、朝廣委員からもご指摘があったんですけれども、一時的にそういう催事などをおこなう時に集中的に車が来ることも想定できますので、そういった時に選択肢を残さないということは、ちょっとこれは問題があるのかなと思いました。

最終最後の困った時に、せめて何らかのそういうヤードをとっておくことが最後の手段として必要なのかなということがありまして、この最終的な段階において、そういう経緯でこの言葉を入れさせていただいております。現在の状態の中で、積極的にこの臨時駐車場ということを考えているということではないのですけれども、全くそういった計画を立てずにいろいろ割り付けをしていった時に、にっちもさっちもいなくなるということ、この段階では避けたかったということが私どもの思いでございます。

そういった経緯で入れさせていただいていることをご了解いただければというように思っているところでございます。

○田中副委員長

文化庁の計画の中には、そういう言葉は入れてましたっけ。

○藤野所長

入ってます。推進計画の……。

○田中副委員長

多目的広場か何かで入れたんですか。

○藤野所長

いえいえ、駐車場という項目がありまして。

○舟久保副所長

該当部分を紹介させていただきますと、皆様には、お配りしている灰色のファイル、第1回目の委員会の時に推進計画を参考として配っておりますので、その資料をごらんいただきたいと思います。

参考資料1として付けさせていただいているものですが、その23ページのところに、便益施設、「駐車場」との記述がありまして、その最後の3つ目なのですが、その最後は、「催事等の際には、その活用上の意義に鑑み、設置位置、面積、外観等について十分検討した上で、期間を限って設置を許容する」という文章がありまして、文化庁の推進計画だと「設置を許容する」という書き方になると思うのですが、私どものほうでは、最終的に設置がなされるかどうかは別にして、空間を確保するという、かなり駐車場についてご心配の方が多いため、人が増える時には設置してもよいのかなと思いついて、「催事等の際に臨時駐車場として活用

できる空間を確保する」と今回書かせていただいたところです。

○田中副委員長

わかりますけれども、前提条件がありますよね。交通量とか利用状況とかを鑑みという話ですよね。だから、あまり積極的にやれという話で書いているんじゃないと思うんですけれども。やむを得ない場合に、そういうスペースを利用して、例えば緑陰の中でも、もしできることなら使えという話だと思うんですけれども。

○藤野所長

ですから、最後の文言が「つくります」ではなくて「空間を確保する」という表現にしています。つくるのではなくて、あくまで先生がおっしゃるとおり、植栽とかを当然やっていて、駐車場になるような候補の場所、いざという時になって、最終最後そういうように使えるという場所を何らかの格好で確保しておかないと、推進計画でそのように書かれているのに、最終的に使える場所がないじゃないかという、そういう公園整備でいいのかというところが一番の問題でありまして、その意味を込めて、「活用できる場所を整備する」という表現ではなくて「空間を確保する」というような形で書かせていただいたのは、苦肉の策というか、工夫をさせていただくということで、今の時点で、基本計画の図の中でも、臨時駐車場はここというところを明記するような形にはしてございません。

ただ、将来的にそういう対応も含めた空間をどこかに確保しておこうという形にさせていたれているんですが、いかがでしょうか。

○田中副委員長

大体は理解できましたけど。あとは各委員の先生が言われていたことですが、私のほうも最初に言ったと思うんですけれども、全体にやっぱりハードな計画はつくられたけども、それに付き合うソフトな面がなかなかあまり明確にまだ知らされていないので、できたら次の基本設計段階ですかね、ソフトについてかなり丁寧につくっていただきたいと思います。特に活用について、さっき出てました伝統技術の話でも、そういう伝統技術を体験するのも1つのソフトとしてあるわけですから、そういういろんなソフトが工夫されるわけなので、そういうソフトの面も基本設計段階で十分考慮していただきたいんですけれど。

それから、施設については、一応図の中にプロットしているわけですが、個々の施設についてはまだ具体的に検討しているわけじゃないので、これがレストランになるとかという話はまだ決まってないわけですよね。便益施設としてこのぐらいの施設が必要じゃないかというイメージで理解してよろしいですよ。だから、それを基本設計段階で、どういう施設がどこに、景観上の問題もありますからというところも留意して基本設計に続けていただきたいと思います。

それから、植栽の話で、さっきから聞いているのは、公園ですから当然機能的な植栽として、遮へい植栽とか修景とか緑陰とか、それから平城でもやっていますけど、お花見の桜とか、そういういろんな要素は、機能的な要素は持っているんですけれども、もちろん大事なものは、大きな植栽の計画としては往時の景観をできるだけ復原したいということで、特に庭園の部分なんかではそれに留意してつくられているわけですよね。

それと、地形も含めて湿地が西側に並んでいるのは、平城宮跡ができる直前の地形みたいなのも含めて池がつくられて、その池を利用して実際の庭園の池になったりという変化があるわけですが、そういう両方の、歴史的な景観としての植生、湿地という問題と機能的な植栽と

いうのがあるんで、それを今後どう管理していくかというのは、さっき出てきた草本の話もそうですね。原則は在来種を守ってほしいということで管理してきたというふうに思いますし、それから特に高木については、高い木、中木というのは、言われるように西からの景観をふさぐような高さになったら、やっぱりそれなりの剪定とかという管理の仕方も当然必要じゃないかと思えますんで、そういうことを含めて植栽の話を、だから将来的にどう管理していくかというのは、これからちょっと大事な話になるんじゃないかと思えますね。

それから、あとは管理の話で委員からも出ていましたけれども、体制の話というのは大事な話なんで、絶対、基本設計の段階では、もうちょっと詰めた組織の中身、それから分担、さっき言われた指定管理者なんかが入ってくると、どういう役割分担というのは明確に決めないともまずいですよね、管理についても。だから、その辺は基本設計段階でかなり組織、どういう役割分担にするか、それから協議会みたいなもの、多分始まったら、今度新しい公園という要素が入るから、公園法に規制される部分もあるわけですね。公園法でやらなきゃならない部分もあるから。そういうことを含めて、組織の話については、もっと十分に考えていただきたいとか、もうちょっと詰めてやっていただきたいと思えます。

**○平野委員長**

はい、どうもありがとうございました。

**○田中副委員長**

あと、細かいことですが、今はやっぱりバリアフリー対策というんですか、ユニバーサルデザインとは言わないんですかね、どうでしょうか。

**○藤野所長**

ユニバーサルデザインという言葉は、バリアフリーの話と、あと外国人とかすべての人に対して多様に対応できるということを含めて使っています。ここではいわゆる健常者の方だけではなくて、いろんな方たちの、身障者の方たちもいけるということに関してはバリアフリーという言葉を使っていますし、いわゆるサイン計画などは、この中でおこなっていますけれども、そういったものまで包含して考えると、全体の流れとしてはユニバーサルデザインになっていると考えております。

ですから、そういう言葉の使い方に気をつけておこなっているところがあり、イコールではないというところがありますので、現在のような使い方をさせていただいているところがございます。

**○田中副委員長**

観念としてはユニバーサルデザインのほうが広いんですね。老若男女、外人、それから身障者含めてという話なんで、それに対応する整備というのは当然考えていかなきゃならないわけですね、いろんな部分で。

**○藤野所長**

確かにユニバーサルデザインという話は、現在もかなり念頭に置いて作業をさせていただいております。

それで、先ほどありましたことの回答をさせていただいてよろしいでしょうか。

伝統関係の話については、ほかの国営公園におきましても、例えば、備北丘陵公園においては刀鍛冶を呼んできてそういう工芸を見ていただく、継承者とか、関心を持っていただくという実例もございまして、私どももそういったものについてソフトとして取り組むようなことを

現実としてやってきております。

そういったものについては、私どもの中でも遺跡の発掘体験とかいう話もいろいろ出てきておりますし、そういったものも検討していきたいなというように思っています。現実的な部分とか、いろいろあることも承知しておりますけれども。

それから位置関係、規模等々について決まったわけじゃないよねという話がありましたけれども、方向性をここで決めていただいたら、これから具体的に詰めていくという形になります。例えば一例で申し上げますと、先ごろ飛鳥歴史公園のキトラ古墳周辺地区で発掘調査をやっておりまして、中世の東漢氏の住居跡がちょうど管理施設の位置に該当しているところで見つかったということがございました。

そういったものにつきましては、じゃあそれを使って管理施設といったものをどういうありようで行っていくのか、位置を動かすのか、そういったものはまた検討してまいりますので、発掘成果ですとか、やはりいろんな方との相談の上で、変更すべきものは変更するというスタンスで臨んでいきたいというように思っております。

それから、植栽の話につきましては、ご指摘をいただければいただくほど難しいものだなというように受けとめております。これも、ある意味ソフトの1つの観点なのかなというように思いますが、こちらについても今のご指摘を踏まえてやっていきたい、植栽というよりは植生管理といったものも含めて対応を考えていきたいというように思っております。現実、飛鳥のほうでも甘樫丘とか祝戸に関する樹林地管理とか植生管理についてやってきており、そのマニュアル化等も進めてきており、そういったノウハウを含めて対応してまいりたいというように思っております。

それから、管理体制に関するお話につきましては、現在既に文化庁とも、いろんなチャンネルでお力添えをいただくとともに、相談させていただいておりますが、まだ本格的な協議といったものには行き着いておりませんので、これから適切な管理体制が組めるようにまた調整を図っていきたいというように考えております。

最後の部分は、現在いろいろ文化庁のほうも関心を持っていただいておりますので、早晚こういったものを進めていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

#### ○平野委員長

はい、ありがとうございました。よろしゅうございますか。

ほかにご意見はありますか。

#### ○田中副委員長

今の植栽の管理で、基本的にやっぱり生態系の管理につながっていくんですね。池をつくったら水鳥は入るし、それから草むらにしていくと、そこに卵を鳥が産むというようなことで、それでよく注意されるんですけども、むやみに草刈り機が入ると、鳥が卵を産んだところだというようなことで言われたこともあるんですけども。だから、そういう生態系として将来的にどういうのが望ましい生態系だという話も、ちょっと植物だけじゃなくて動物についても考えとかなないと、すべての動物を排除するというわけにいかないと思いますんで。奈良時代の動物がどうかというのはちょっとよくわからないんで。

#### ○藤野所長

遺跡博物館構想は、昭和53年の基本構想の報告書の中も、最初の生態系のお話にかなりペー



ジを割いて書いてあったと思います。ただこれは昭和53年の話ですから、新たにまた新しい生態系が平城宮跡の中にもあろうかと思われまので、そういったものも今後調査をやらせていただいて、しっかり押さえて進めてまいりたいというように思っております。

ただ、何分、遺跡ということがございますので、発掘調査の必要性があれば、自然との共生などとのバランスを見ながら、発掘、それから自然の保護、公園の整備というこの3つの柱の共存を、いろいろな意味で先ほど対立関係があるよという上野先生のお話もありましたけれども、バランスを考えてやっていかないといけないというところがございますので、またこれから有識者の皆様のご意見をいただきながら適切に進めてまいりたいというように思っております。

**○平野委員長**

はい、ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

はい。

**○文化庁**

よろしいでしょうか。先ほど、田中先生のほうからお話がございました臨時駐車場の件ですが、私どもの推進計画の中でいくつかの限定をつけたことで、許容というような考え方をしております、それを踏まえた書き方をさせていただいているというふうに理解をしております。ただ、「催事等の際に臨時駐車場として活用できる空間を確保する」というと、催事だったら何でもいいのかという誤解がもしかしたら生じるかもしれないので、その催事というのは、平城宮跡の保存ないし活用にとって意義のあるというふうなことを、文言はちょっと考えていただきたいと思っておりますけど、少しつけ加えていただければ誤解がないのかなというふうに思いました。

以上です。

**○平野委員長**

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

**○奈良県土木部**

奈良県でございますが、駐車場のお話が出ましたんですけれども、基本的に宮跡内には大きな駐車場は設けないということで、県としましても地域外に駐車場を整備し、そしてパーク・アンド・バスライドを積極的に進めていきたいというふうに考えております。そして、この基本計画が本日まとまっていくわけでございますが、今後、この国営公園の事業がスムーズにいきますように、県としましても宮跡内の道路の問題、あるいは鉄道の問題、これらの移設等につきまして積極的に取り組んでいきたいと思っております。

そして、今回のパブリックコメントの意見でございますが、奈良市で5割強、県全体で7割の意見が出されておるわけでございますので、今後ともこの事業の推進に当たりましては、これらの意見を参考にお願いしたいというふうに思っております。また、周辺の整備におきましても、県と市、一緒になって積極的に進めていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

**○平野委員長**

ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。周辺整備は特に県・市のご努力が大切でございます

す。

ほかにございますか。もう大分時間も迫っておりますが、何かございますでしょうか。

大変貴重なご意見をたくさんいただきましたが、基本的にはこの基本計画を了承していただき、なおかつ今後の基本設計あるいは管理運営計画というレベルに、パブリックコメントの意見もそうですが、委員の皆様方の意見も踏まえて十分に反映してもらうことを希望いたしましたので、この会議を終わりにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

じゃあ事務局のほうに渡します。

#### ○舟久保副所長

そうしたら、議事の最後に「その他」が用意されておりますが、ご意見を踏まえた基本計画案の一部修正を含めて、本年度末までを中心とした今後の予定をご紹介させていただきたいと思っておりますので、参考資料の4、1枚紙ですけれども、それをごらんください。よろしいでしょうか。

参考資料の4ですが、「今後の予定」ということで、本日の議論をもとに、検討委員会としての基本計画案の内容確定をいたします。それをもとに以下の取り組みを実施していくということですが、まず1つ目、今回の基本計画案でお出しいただいたものを、国営公園の基本計画として決定するよう国土交通省の近畿地方整備局内部の手続をいたします。内容は、こちら検討委員会で議論していただいたものを中で手続として回すということですが、それを基本計画として決定をおこなう、これを10月中におこなうようにしたいと考えているところでございます。

さらに、引き続きの話として、この公園事業を実際おこなっていく上で必要な都市計画法上の手続として、基本計画の内容を踏まえた形で公園の位置、区域等の決定をおこなうということがございます。これは、都市計画の実施主体が奈良県になりますので、奈良県のほうでおこなうわけですが、これについて今年度中、2月の都市計画審議会、3月に実際の決定をおこない、告示を打つという、そういうスケジュールでもって進めていきたいと思っております。もうこの10月の頭には、原案についての地元の説明会を都市計画法上の手続の一環としておこなう予定でございます。

それから、その他の取り組みとして、大きく2つあるかと思っております。

1つは、基本計画というのは、長期的な整備・管理を念頭に置いて基本的内容を定めるというもので、それぞれ、いつ、どこから、どのようにやっていくのかということを示しているものではございません。段階整備計画の話、また、具体的実施計画をちゃんとおこなっていくべきというご意見をたくさんいただきましたが、各ゾーン・エリア、施設の整備順序、スケジュールについて、この基本計画のもとに検討するということがございます。

あわせて、これはあくまで基本的内容ということで、先ほど個別の施設について、位置だとか大きさだとか、こういったものはまだまだこれから内容を決めていくのでしようというお話がありましたが、まさにどういった機能を、その大枠は書きまされたけれども、具体的に何をするのかということも含めて、各ゾーン・エリア、施設の具体的整備に必要な設計を、これは本年度後半から引き続き、これからの公園整備の中で順次進めていくということでございます。

なお、ペーパー上には記しておりませんが、では、実際にどこから整備をおこなうの

かということについては、再来年、平城遷都1300年祭が平城宮跡会場で大きくおこなわれることになっておりまして、それに合わせて、今現在、文化庁が整備をおこなっている第一次大極殿正殿、これが完成、供用される予定でございます。そういったことを考えますと、まず第一次大極殿院地区のところで大きな施設整備がおこなわれるということから、第一次大極殿正殿の前庭となる広場について、実際に1300年祭の時も利用ができるでしょうし、1300年祭の事業主体である協会とも調整をしながら、国営公園としての整備をおこなっていくのかなというように考えているところでございます。

以上です。

○平野委員長

今のお話で何かご質問ございますか。

はい、どうぞ。

○佐藤委員

質問なんですけど、この事業の、具体的にこれから国営歴史公園の事業が始まるというのはいつになるんでしょうか。その1300年祭はまだ国営公園事業ではないですよね。もう始まる。その点だけ。

○藤野所長

事業としてということであれば、国の事業であれば、予算がついた時点で始まりますので、その意味では、今年からもう既に始まっているというのが実態のところなんです。ただ、始まるということでもう一つ言えば、公園がいつ開園するのかということ。いわゆる一般の方たちに国営公園として使っていただくのがいつになるのかというタイミングについては、またこれも1300年の記念事業等々もございますので、こういったところの状況を踏まえて考えていかなければいけないなというように思っています。

1300年祭があったからといって、それが契機になって国営公園がそこで開園するというようには現状では考えてはおりません。今後その点については、ある程度の施設整備というか、国営公園としては、ここで掲げました理念等々が達成できるというところまでいった段階で開園するということになるのではないかとこのように思っております。

ただ、その平城宮跡、ここまでの中に書いておられますとおり、これまでも貴重なオープンスペースとして奈良の県民、市民の方、あるいは広く近畿圏の方にご利用いただいておりますので、柵を立てて中に入るなどか、そんなことは一切ございません。従前どおりご利用いただけたらと思います。ただ、制度として国営公園の開園といったものに対しては、もう少し時間がかかるのではないかなと。現状ではまだ未定という形でございます。

以上です。

○平野委員長

事業の着手という意味では、予算の段階から既に着手してるという解釈ですか。事業認可が決まって、本格的な整備に入るということになるんじゃないんですか。

○藤野所長

そうですね、事業承認をとった後のほうが正確にはそのように言えますね。すみません。

○平野委員長

というのは、先ほどの予定のような考えで進むということでございます。

大変長い間、ご議論いただきましてありがとうございます。ちょっと私、言い忘れました

けども、この先ほどからのご意見の中で修正が一部出る部分がありました。その都度、事務局のほうからその辺の修正の趣旨は、こういう形で修正したいということは説明をいたしておりますけども、最終文書として提示したわけではございませんので、修正したのに関しましては私のほうで目を通させていただいて、皆様方にお配りをするということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

もし字句修正等で何かご意見ございましたら、この1週間以内ですか、1週間以内ぐらいに事務局のほうにご連絡いただければ、検討の中に入れていただくことにしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

どうもありがとうございます。じゃあ事務局のほうにバトンタッチします。

#### ○舟久保副所長

長時間にわたり熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございます。ちょっと時間も予定時間を超過しておりますけれども、本日は最終の委員会ですので、国営飛鳥歴史公園事務所長の藤野のほうから皆様にごあいさつ申し上げます。

#### ○藤野所長

それでは、長時間にわたる会議、それから思い起こしますと、第1回目が5月27日という、非常にお忙しい、春先明けてすぐの委員会からおつき合いいただきまして大変ありがとうございました。

ただ、これだけのものがこの4カ月の間の非常に短い期間でまとまりましたことにつきまして、委員長を含めた委員の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。それから、このまとめに当たりましてご指導いただきました奈良文化財研究所、文化庁、奈良県、奈良市、それから1300年協会の皆様方にも御礼を申し上げたいというように思っております。また、普段は言いませんが、今回これをまとめるに当たりまして、私どものメンバーもかなり遅い時間まで頑張ってきたので、彼らにも御礼を申し上げたいというように思っております。

これから、先ほどもお話がございましたけれども、ここでまとまったということがあっても、まだまだ基本計画の段階でございまして、決めることは多々ございますし、方針のふらついているところも実際のところはあるかと思っております。そういうところについて、今後引き続きまして、またこの場にいらっしゃいました委員の皆様方にご指導、ご鞭撻をいただきたいというように思っております。

また、この後のさまざまな状況等につきましても、特に今回のケースは世界遺産の関係等々もございまして、非常に慎重に事に対応していく必要があるというように思っておりますので、折々でご相談申し上げたいと思っております。また、パブリックコメントの中にもあった周辺整備の関係で、特に周辺の市町村、都道府県の方々とは調整をやっていくことが多々あると思っておりますので、今後ともますますこの連携を含めまして、特に文化庁との連携におきましては、さらに良好な関係の中で進めてまいりたいというように思っております。

特にこれから先、いろいろご面倒をおかけしてまいります地域の皆様方にも、これまで以上のご協力、また、私どもとしてもいろんな意味での情報の提供といったことに心がけて、この事業を進めてまいりたいというように考えておるところでございます。

本日はお忙しいところ、またこれまで4カ月の間、さまざまなご意見、ご指導をいただきましてありがとうございます。これをもちましてごあいさつとさせていただきます。

#### ○舟久保副所長

以上をもちまして、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の基本計画検討委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、引き続きこの会場において、本日は委員長の記者会見をおこないたいと思います。お集まりの皆様方におかれましては会場のセッティングをおこないますので、ご協力をお願いいたします。